

平成28年度 第1回藤沢型地域包括ケアシステム推進会議 議事要旨

1. 開催概要

1. 開催日時 2016年(平成28年)7月13日(水)午後6時～7時40分

2. 開催場所 湘南NDビル6階 6-1会議室

3. 出席者

(1) 委員 = 23人(欠席2人)

小林 邦芳, 木原 明子, 和田 光利, 大島 崇弘, 吉田 展章,
齊藤 祐二, 島村 孝子, 児玉 文卿, 川瀬 和一, 中嶋 利浩,
西川 朋子, 菅原 健介, 宮部美佐子, 木村 依子, 北島 令司,
青木 静恵, 中村 裕司, 内嶋 順一, 西岡奈緒子, 亀山 悟,
倉持 泰雄, 向 泉, 片山 睦彦

(2) 事務局 = 21人

市民自治推進課	林(参事)
福祉総務課	平井(参事), 三ツ井(主幹), 日原(主幹), 齊藤(課長補佐), 中津(主査), 曾我部(主任), 坂井
介護保険課	室伏(参事)
高齢者支援課	小川(参事)
障がい福祉課	安孫子(所長), 一瀬(主査)
生活援護課	矢田(参事)
保健医療総務課	加藤(参事), 内田(主幹)
子育て企画課	村井(参事), 川口(主幹)
教育総務課	佐藤(主幹)
藤沢市社会福祉協議会	村上(課長), 樋口(課長補佐・CSW), 垣見(生活支援コーディネーター)

(3) 傍聴者 = 1人

4. 議題等

1 開会

2 委員の委任及び副代表の指名

3 議題

【第1部】情報共有等

(1) 地域づくりに向けた取組等の紹介

(2) 「藤沢型地域包括ケアシステムの構築に向けた庁内検討委員会」の取組状況と庁内検討体制について

(3) 藤沢型地域包括ケアシステム推進会議の今後の進め方について

【第2部】意見交換

(4) 藤沢市の相談支援に関する取組等について

(5) 意見提案票の集計結果等について

(6) 意見交換

【その他】

4 閉会

・会議の概要（議事要旨）

【2 委員の委任及び副代表の指名】

藤沢型地域包括ケアシステム推進会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）第3条第10項に基づく委員の1人として福祉部長を選出しているが、4月の人事異動に伴い、佐川委員が解任となったため、後任として、片山委員に委任し、任期は、設置要綱第4条に基づき、前委員の残任期間となることを報告しました。

また、それに伴い、本会議の副代表を改めて選出する必要があるため、設置要綱第6条第1項に基づき、代表の指名により、片山委員が選出されました。

【3 議 題】

(1) 地域づくりに向けた取組等の紹介

片山副代表から、スライドにより、藤沢型地域包括ケアシステムにおける地域づくりに関する取組事例等について紹介

質問・意見等、特になし

(2) 「藤沢型地域包括ケアシステムの構築に向けた庁内検討委員会」の取組状況と庁内検討体制について

事務局から、資料1・2及びスライドに基づき説明

質問・意見等、特になし

(3) 藤沢型地域包括ケアシステム推進会議の今後の進め方について

事務局から、資料3に基づき説明

質問・意見等、特になし

(4) 藤沢市の相談支援に関する取組等について

事務局から、資料4～6、参考資料及びチラシに基づき取組等の紹介

質問・意見等、特になし

(5) 意見提案票の集計結果等について

事務局から、資料7に基づき説明

(6) 意見交換

代 表： 事務局から、委員の皆さんが事前に提出された意見・提案に関する集計結果をご説明いただきましたが、大きく2つに分類されるとのことでした。

ここから、意見交換を進めていきたいと思いますが、まずは、相談支援に関する行政としてのご意見等を伺いたいと思いますが、片山副代表、いかがでしょうか。

副代表： 市といたしましては、複合化・複雑化する課題を抱える方への相談支援といった視点から、市の相談機能をできるだけ集約するとともに、専門性を高めることにより、対応できるようにしていきたいと考えております。時期としては、現在建設中の新庁舎が開設する平成30年か、その後、今の新館をリニューアルするタイミングになると思います。

また、地域の中で核となる公的な機能としては、市民センターがありますので、その機能の強化も進めていきたいと考えています。

代 表： 片山副代表のお話も踏まえ、委員の皆さんは、いかがでしょうか。

委 員： 事務局の説明を聞いて、市内には色々な相談窓口があるということがよく分かりました。

ところで、資料3の「2.(2)平成28年度にめざす成果等」のとして、「相談支援」に関する冊子・パンフレット等を作成するとありますが、そのような冊子は、相談を受ける立場の人が必要なもので、市民に配ってもあまり意味がないと思います。「市民の視点に立ち」と資料にあり、本当に市民の立場で考えるのであれば、例えば、「ここに行けばコーディネートしてもらえる」、「ワンストップで色々な相談に乗ってもらえる」ということの方が大事だと思います。

事務局： 先ほどの説明において不足があり、申し訳ございません。

委員ご指摘のとおり、すでに市では、相談支援窓口に関する冊子やパンフレット等、様々なかたちで作成しており、市民に対して、新たにこれらをひとつにまとめた冊子を配っても、分かりづらいところがあるかと思います。今回、めざす成果として、冊子・パンフレット等の作成を挙げさせていただいたのは、事前にいただいた意見提案票において、「相談支援を行う立場として、関係機関等の情報が不足している」とのご意見がありましたので、相談支援に携わる方への情報提供として作成することを想定しております。

また、相談支援のあり方については、委員のご意見のとおり、市民の視点に立って検討することは大変重要なことであると考えており、今後の検討に反映させていただければと思います。

委員： 私は、相談を受ける立場として、「話(相談)を聞く場」をつくるだけでは意味がなく、相談をきちんと受け止められる技術や価値観を持った専門の人材の育成が必要だと考えています。そのためには、相談支援の仕組みをつくるのと同時に、そのような人材が、専門分野で活躍できる場をつくることをセットで考えていただきたいと思います。

そのためには、例えば、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)を13地区に配置する予定という話もありましたが、どんな能力や技術、価値観を持った人が適任なのか、また、どう配置されるべきなのかということを考えることが必要です。現在取り組まれているモデル地区の配置の方法を含め、現状や効果、課題から、今後の配置人数は何人が適切なのかということまで、どこかのタイミングで評価をしていただきたいと思います。

また、相談支援の仕組みには、市民がどこにでも相談できるような仕組みと、その相談を受けた後に専門相談につなげる仕組みの二つがあり、同じ土俵で話すのではなく、それぞれ整理していくことが必要です。障がい者、子ども、高齢者、生活困窮者それぞれにどんな課題があり、どのような人がはざまとなり、どこを救えていないのか等を一度洗い出さないと、何が必要かという話にならないと思います。ただ、それを年3回の推進会議の中で検討するのは難しいと思いますので、会議とは別に、ワーキンググループ等で検討しても良いと思います。

ちなみに、障がい福祉の分野では、現在、相談員が不足している中、人材育成に力が及んでいないこともあり、障がいのある方の相談体制の再構築に向けた取組を障がい福祉課と一緒に進めています。このような話も含め、それぞれの分野の現状を把握したうえで、誰もが相談できる仕組みとしてどのようなものが良いか、というような整理をした方が良いと思います。

事務局： 仕組みづくりにあたっては、人材育成は重要であると考えており、その中で、CSWのモデル配置に関しては、現状や効果等について、行政として責任をもって検証していきます。また、人材育成に関する取組は、行政から「やってほしい」という声掛けをするだけではなく、育成した人材が活躍できる場があることが重要であり、その点も含めて、庁内各課等とも連携しながら、検討していきたいと考えています。

そして、今後の推進会議の進め方ですが、藤沢型地域包括ケアシステムという大きな傘で、分野等も多岐にわたる中、年3回と限られた開催回数で結果を出すのは難しいと感じています。委員ご指摘のとり、すべての議題を同じ土俵に上げてしまうと、議論が進まなくなってしまうところがあると思いますので、ワーキンググループで進めるかも含めて、委員の皆さんにご相談させていただければと思います。

委員： 私は、高齢者であり、藤沢市民の一人として、市民目線でお願いしたいことがあります。資料6 - 1「子育て世代への包括支援の展開」は、非常にうまくできている資料で、切れ目のない子育て支援は、妊娠前から始まり育児まで、すべての段階の支援がわかりやすく、これを高齢者への支援にも適用できないだろうかと思いました。

高齢者への支援では、介護保険をはじめとする様々な制度があり、周知されていますが、問題が起きてから相談が始まるというところに主眼が置かれているように感じます。意見提案票にも書きましたが、例えば、老人ホームを探すことひとつをとっても、夫婦のどちらかが倒れてから探し始めるのは非常に大変です。

65歳で高齢者になってからも、ある程度の期間は元気で過ごす方が多いと思いますので、その間に必要な情報を知ることができる勉強会を開いていただいたり、相談ができるようにしていただく等、藤沢型地域包括ケアシステムとして、問題が発生する前のところに主眼を置いた仕組みをつくっていただきたいと思います。

委員： 藤沢版ネウボラについては、切れ目ない支援として、母子手帳をもらってから小学校入学まで、妊娠期間中も含め、見守っていただけるということでしたが、例えば、生まれた時から障がいのある子どもの場合は、出生後そのまま病院に入院しますので、しばらくして地域に戻ってきても支援がつながっているのは、すごく良いことだと思います。

特に、重い障がいのある子どもの場合は、小学校に入学しても、自分で自分のことができる状態ではなく、そのまま何十年も親が子どもを看っていくという状態が続きます。一般的に、小学校に入学後、身辺自立をしてから壮年期ぐらいまでは、支援の必要のない時期とされてしまいますが、その期間も介護が必要な状態が続いている人については、さらに切れ目のない相談支援体制が必要だということを知っていただきたいと思います。

委員： 藤沢版ネウボラで支援を受けられる期間の先には、成人を迎える移行期があり、その際に相談支援事業所が移ることもありますし、さらに、高齢者になると介護保険制度が適用される等の大きな移行期があります。移行期をどのように乗り切るが重要なのですが、そのための支援がほとんどないのが現状です。

在宅で子どもを看ている親の立場で考えれば、親自身も高齢化する中で、長いスパンに渡って続く移行期をつなげて支援してくれるところが無いというのは大きな問題です。この移行期では、学校に関わってもらうことも必要なのですが、一方で、そこで先生が頑張っていた結果、抱え込んで

しまい、その間の状況等が見えなくなってしまうことも問題です。

そういった意味では、子育てから始まって、人生を全うするまでのすべてに渡って切れ目のない支援体制として、それぞれがつながっているものをつくらないと、メニューが多くても、バラバラに散らばっている状態になってしまいます。その状態では、どうつなぐかといったことを含め、市民の立場では分かりづらく、それを通訳してくれるような人がいて、その人が紹介するだけではなく、一緒についていくことで、ワンストップ機能というのは高まっていくと思います。CSWをはじめ、そういったところにたどり着き、そこから専門支援にスムーズにつながっていくためには、相談支援体制は肝だと思います。

一方で、入り口として13地区を意識するのは良いと思いますが、例えば重症心身障がい児者や小児の慢性疾患等は、専門的なノウハウや情報の蓄積が必要になり、そのような専門家を各地区に配置するのは不可能です。そのような課題や専門的なことは、ある程度集約して対応する必要があるものですので、市内全体で考えるべきことと、地区ごとの体制として考えるべきことの整理が必要です。

また、医療と福祉や保健がどのようにつながっていくべきなのかということも非常に大きな課題で、専門家等の努力や理解で終えるのではなくて、仕組みとしてつくっていく必要があると思います。

最後に、資料2にある重点テーマの見直しに関しては、すべての重点テーマにおいて、子ども・障がい者・高齢者等、すべての対象・分野が同じように関わるという視点が良いと思いますので、この考えで進めていただければと思います。

委員： 関係機関の連携体制に関連して、今日いただいた資料の中で興味深かったのは、参考資料の裏面にある「『多機関の協働による包括的支援体制構築事業』による支援対象者のイメージ」です。多問題を抱えている人の支援に、多機関や多職種がどう関わっていくかということにおいて、その中央に、いわゆるスーパーバイズを行う機関が置かれており、陣頭指揮を執って解決していくというイメージになっています。先ほどご紹介いただいた取組の中では、CSWがこの機能を担うのではないかと思います。

スーパーバイズを行う人を配置することは、もちろん重要ですが、相当高度な能力を要求されますので、人材育成において重点的に取り組むべきだと思います。ただ、スーパーバイズを行う人には、能力だけではなく、資質やセンスも必要であり、この点は人材育成で解決できるものではないので、いかに適した人材を配置していくかという視点も重要です。人材育成は大変だと思いますが、このような人材は、子どもや高齢者、障がい者等、どの分野においても、点の支援だけではなく、面の支援の中で必要となります。

一方で、寄り添い型で、生活支援に関する“かかりつけ”の相談支援を行うような人材も必要で、私は、生活支援コーディネーターがこのイメージではないかと思いました。横浜市には、障がい者の生活支援を行うアシスタントのような人がいて、何か困って電話をすると、解決のための色々な資源につなげる等、24時間対応する仕組みがあります。多問題を抱えるケースでは、解決した後も、その問題が細々と持続していくことが多いので、このような寄り添い型や長期支援型の人材も育成する必要があると思います。

これまでは、ケアマネジャー（介護支援専門員）のように、それぞれの分野でなんとなく担ってきた人がいますが、本来の仕事ではないと思います。今後は、コーディネートを担う人として、制度と制度のはざまを埋めてくれる人、緊急時にはスーパーバイズの力が強い人、そして、平穏時にはそこまで強くなくても耐えられ、安心できる人を配置する方法が良いのではないかと思います。成功している市町村ではそのようなやり方が多く、利用者も好む方法ですので、その部分に相当力を入れていくことで、地域包括ケアシステムにつながる可能性が十分にあると思います。

委員： 介護保険サービスや障がい者デイサービス等の事業所の中には、すでに地域とつながっていて、子どもたちが遊びに来たり、高齢者等の地域の人たちが来て、利用者や子どもたちと交流したり、さらには事業所が色々な相談を受けたり等、地域の縁側事業のようになっているところがあります。相談できる場所をたくさんつくることも必要だと思いますが、ひとつの場所で、様々なことができるかたちをつくっていくことことが、コーディネーターの養成にもなると思います。

また、制度と制度のはざまを含め、様々な課題を抱え、一事業所では解決できないことがあっても、地域のボランティアの方たちが協力してくださる等、事業所も含め、地域の資源は頑張っています。

行政としても、様々な制度がある中、藤沢市がめざすかたちに適したものを制度として使っていくことを、ぜひ検討していただければと思います。

代表： ありがとうございます。予定時間を過ぎておりますので、一度ここで区切らせていただきます。

委員の皆さんは、この場で発言できなかったことや、本日の会議を踏まえた意見等がございましたら、意見提案票を利用し、事務局に提出していただければと思います。

また、事務局には、次回の会議に向けた意見提案のテーマ等について、本日の会議での意見等も含めて再構築していただき、8月中旬を目途にご連絡いただければと思います。

(7) その他

事務局から次の3点について、連絡しました。

今回のテーマに関する意見は、本日の会議の意見等を踏まえて再分類し、
8月中旬までに事務局でとりまとめ

(追加の意見等がある委員については、7月中に事務局へ連絡)

次回のテーマが決まり次第、事務局から各委員へ意見提案票を送付

次回の推進会議は10月下旬に開催予定

以 上